

平成23年度スタート

# 漁業収入安定対策事業

漁獲・特定養殖

# 平成23年度スタート



計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者に対し、漁業共済・積立ぷらすの仕組みを活用して、**漁業収入が一定以上減少した場合の補てん**を行います。

## 資源管理・漁場改善に取り組む漁業者

### 漁獲

資源管理計画の実行  
(採貝採藻業・漁船漁業・定置漁業)

### 特定養殖

漁場改善計画の順守  
(特定養殖業<貝類・藻類>)

特典 **1**

## 漁業共済掛金の追加補助

(漁業共済資源管理等推進特別対策事業)

特典 **2**

## 積立ぷらす

(資源管理等推進収入安定対策事業)

# ご利用できる方 次の要件の全てを満たす場合

## 〈加入要件1〉

資源管理計画  
または  
漁場改善計画  
に参加、履行

知事等の確認・認可を受けた下記計画に参加している者

【資源管理計画】・・・漁獲共済が対象

・休漁や漁獲制限、漁具制限等を定め、順守

【漁場改善計画】・・・特定養殖共済が対象

・適正養殖可能数量を設定し、順守

(貝類養殖は、稚貝数、付着器数を、藻類養殖については、種苗糸の長さ、網数を適正養殖可能数量として設定することも可)

## 〈加入要件2〉

漁業共済に  
実質加入

一定以上の契約割合で漁業共済に加入している者

【漁獲共済】

◆採貝・採操業、20トン未満船、小型定置網・・・40%以上

◆20～100トン未満船、大型定置網・・・30%以上

◆100トン以上船・・・20%以上

【特定養殖共済】・・・30%※以上

(※施設台数が20台未満の真珠母貝養殖業(1台の規格：いかだ34㎡・はえ縄の幹縄45m)については40%以上)

## 留意点

- 加入要件を満たすことの確認に必要な書類を提出して頂きます。
- 積立ぶらすは漁業共済の契約ごとに同時に申し込んで頂きます。
- 積立金の積み立ては、口座振替により行います。
- 故意又は重大な過失や契約者に責めがある場合などは、共済金・払戻額が調整されることがあります。
- 解約時には原則、手数料(1万円)がかかります。
- 資源管理計画・漁場改善計画を履行しなかった場合は、下記のペナルティが課せられます。(漁業関係法令違反をした場合も同様)
  - ・共済掛金の追加補助の返還
  - ・違反した年の積立ぶらすの解約  
(払戻金が既に支払われている場合は、払戻金の国庫補てん金分の返還)
- ※上記に応じない場合、翌年度以降の共済契約・積立ぶらすは利用不可
  - ・漁業法令等の違反に関する報告義務を怠った場合は、上記返還をしても翌年度の漁業収入安定対策の利用不可
- 共済掛金の追加補助のみを利用することは可能ですが、積立ぶらすのみの利用はできません。
- 個人情報については、この事業以外には使用しません。

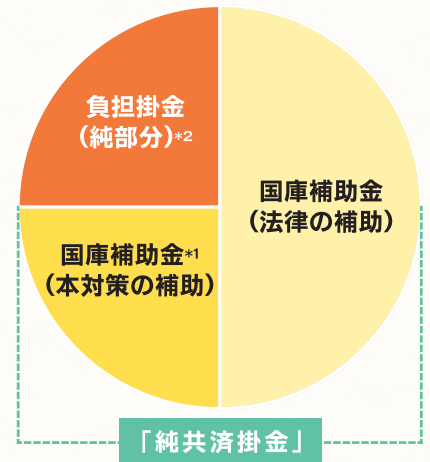
詳しくは、漁業共済組合、漁協までお問い合わせください。



# 共済掛金イメージ（追加補助）

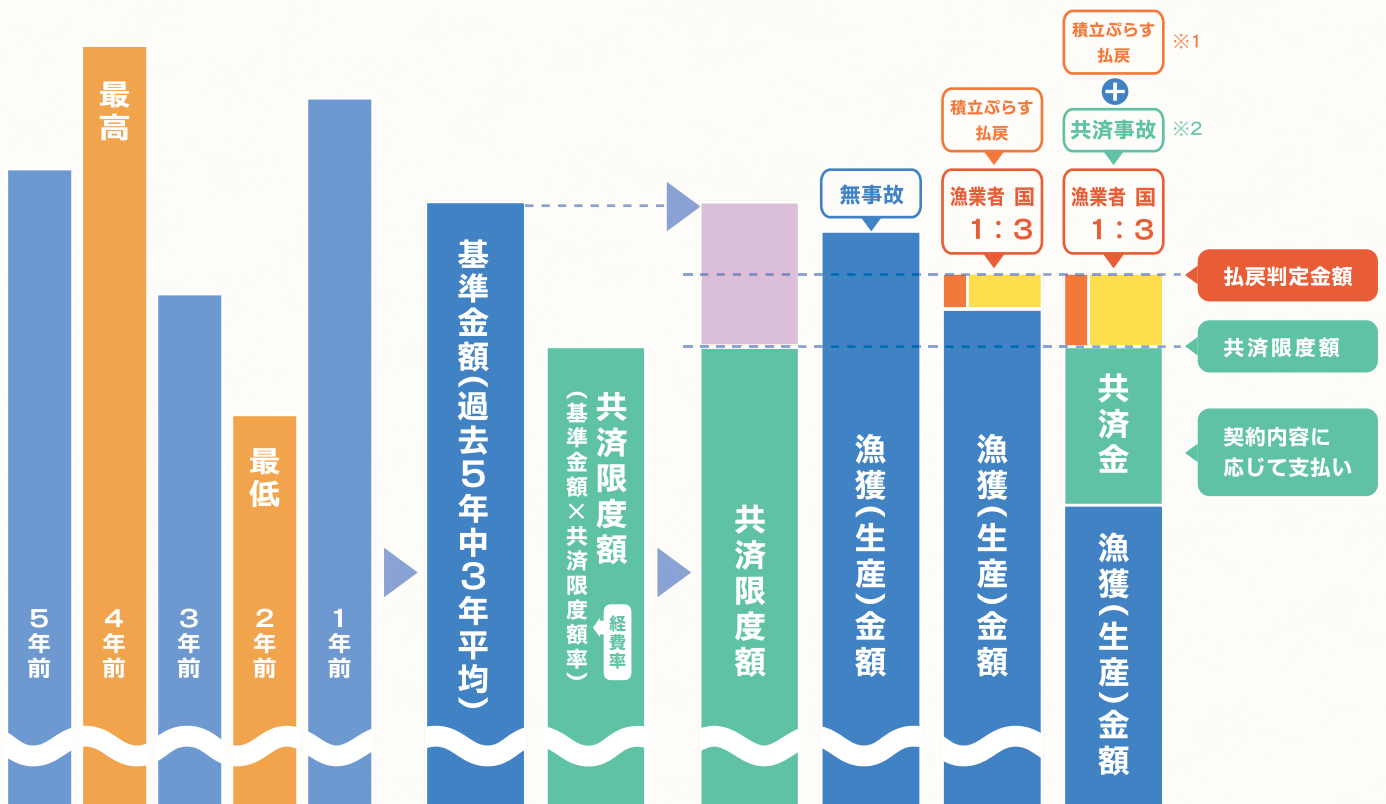


漁業共済掛金の負担が**半分程度**に



- ※1 漁業者が支払う純共済掛金から法律に基づく国庫補助を除いた自己負担の半分相当
- ※2 別途、附加掛金（事務費）をご負担頂きます。

# 共済・積立ぶらすのイメージ



基準金額：直近5年の収入額のうち、最大値と最小値を除いた3カ年の平均値  
 (※特定養殖の場合：直近5年の施設（柵数・いかだ等）当たりの生産金額の最大・最小を除く3カ年平均 × 契約年の施設数)  
 共済限度額：基準金額 × 共済限度額率（漁業種類毎に70～90%の範囲で定められています）  
 払戻判定金額：基準金額と共済限度額の間値

※1 漁業共済と積立ぶらすをセットで加入し漁業者が100万円積立っていた場合の最大払戻補てん金

$$\begin{matrix} \text{【漁業者積立金】} \\ \text{100万円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{【国庫補てん金】} \\ \text{300万円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{【払戻補てん金】} \\ \text{400万円} \end{matrix}$$

(支払事例は次頁参照)

※2 漁業共済：共済限度額より200万円減収となった場合の最大共済金（契約内容に応じて金額は変わります）

$$\begin{matrix} \text{【減収額】} \\ \text{200万円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{【てん補率】} \\ \text{80\%} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{【契約割合】} \\ \text{100\%} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{【共済金】} \\ \text{160万円} \end{matrix}$$

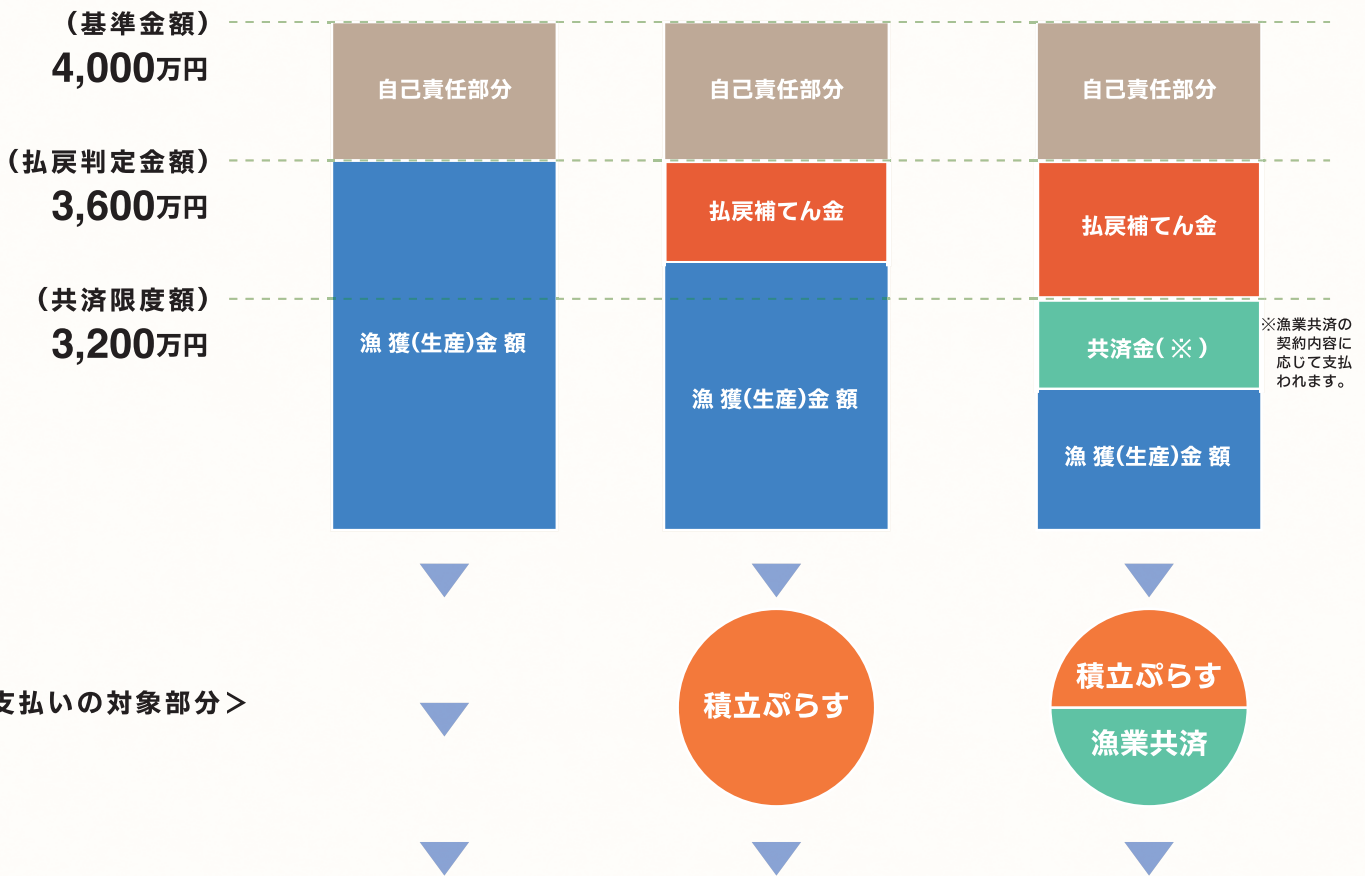
# 積立額と払戻額について (基準金額 4,000万円 共済限度額率 80%の例)



〈例1〉  
積立ぶらず無払戻の場合  
(水揚(生産)金額が3,600万円以上)

〈例2〉  
積立ぶらず一部払戻の場合  
(水揚(生産)金額が3,360万円)

〈例3〉  
積立ぶらず全額払戻の場合  
(共済も事故に該当)



<支払いの対象部分>

## 【漁業者積立額と払戻】

漁業者積立額(A)※	100万円	100万円	100万円
(払戻程度)	無払戻	一部払戻	全額払戻
払戻有無(B) (漁業者積立分)	払戻なし —	払戻あり (60万円)	払戻あり (100万円)
残高の取扱い	残高を次年に繰越	残高を次年に繰越	—
(A-B)	100万円	40万円	0円
払戻補てん金 (漁業者への送金額)	0円	240万円	400万円
(内訳)	—	(漁業者60万円 + 国180万円)	(漁業者100万円 + 国300万円)
残高(次回契約へ繰越)	100万円	40万円	0円

※ 積立てることができる額は、共済限度額に連動して毎年変わります。

積立額は1万円単位で漁業者が選択できます。

契約が終了した(払戻の判定を行う)際に、残高の範囲内で積立金を取崩すことが可能です。

契約期間中に積立金の取崩しを行った場合は、解約となります。

